

総務文教常任委員会
資料

令和2年10月9日
総務財政部総務財政課

1 財政計画について・・・・・・・・・・・・・・・・別 冊

加 東 市 財 政 計 画

(普通会計 一般財源ベース)



『加東市マスコット 加東伝の助』

令和2年10月

(加東市 総務財政部 総務財政課)

目 次

はじめに	- 1 -
I 財政見通し	- 2 -
II 歳 入	- 4 -
1 市税	- 4 -
2 地方交付税	- 5 -
3 地方譲与税・税交付金等	- 6 -
4 その他の収入	- 7 -
III 歳 出	- 8 -
1 義務的経費	- 8 -
2 投資的経費	- 11 -
3 維持補修費・物件費	- 12 -
4 補助費等	- 13 -
5 積立金	- 13 -
6 繰出金	- 14 -
IV 基金・市債	- 15 -
V 実質公債費比率	- 16 -
VI 将来負担比率	- 17 -
VII 財政計画（普通会計一般財源ベース）	- 18 -

はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の流行は、世界規模で拡大し、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、国際秩序さらには人々の行動・意識・価値観にまで大きな影響を与えています。感染症拡大による我が国経済への影響も甚大であり、製造業のみならず、サービス業にも広く景気下押しの影響が広がり、収束は全く見通せない状況です。

加東市は発足以来、財政基盤の強化と行政経費の節減を進めてきましたが、大きな景気回復が実感できない中で、生産年齢人口（15歳～64歳）はほぼ横ばいで推移し、地価の下げ止まりや市民税納税義務者数の増加は見られるものの、感染症の影響による企業の業績悪化など、市税収入を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、感染症対策経費はもとより、高齢化の進展に伴う社会保障経費の増大や市民の安全・安心を確保するための経費などを今後どのように捻出していくのかが、大きな課題となっています。

このような中、まちの将来像である「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち加東～みんなが主役！絆で結ばれた笑顔あふれるしあわせ実感都市～」の実現に向けて、これまでに様々な施策に取り組んでいますが、しっかりとした体力のある財政基盤を確立するには、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行う必要があるため、毎年、今後10年間の財政見通しを推計した財政計画を策定しています。

地方財政計画等における地方財政措置（税制改正、交付税措置、地方債計画等）については、毎年度見直され、経済情勢によっても収支見込みに大きな乖離を生じることがあるため、算定の前提条件等については、毎年度修正を加え、適切な条件での算定に努めています。

今回策定しました財政計画については、令和2年度から令和11年度までの10年間の財政見通しを普通会計の一般財源ベースで推計したものです。

一般財源

一般財源とは、用途が特定されておらず、地方自治体が自らの裁量で使用できる財源で、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税が一般財源にあたります。このうち、地方税は自らの自治体で調達する自主財源ですが、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税は国から交付される依存財源となります。一般財源に対して、用途が特定されている財源を特定財源といい、国や県の影響力が強い国・県補助金、地方債、使用料などがそれにあたります。

I 財政見通し

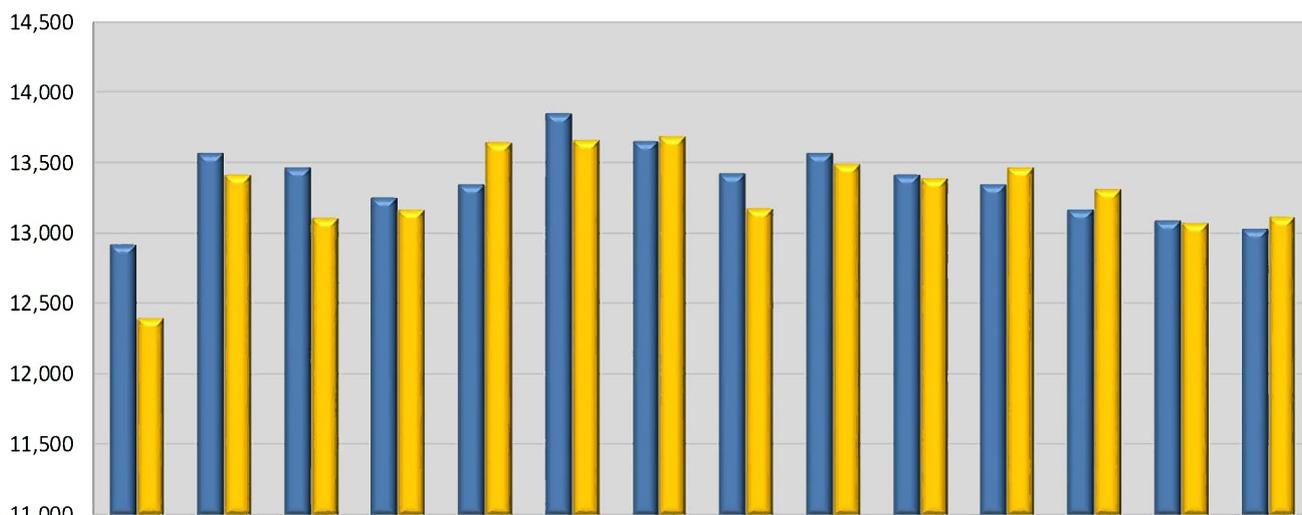
景気は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかに回復していましたが、感染症拡大による経済への影響は甚大であり、今後の見通しは困難となっています。本市においても、地価の下落は落ち着きつつあるものの、感染症による景気悪化の影響は現時点では把握できず、法人に係る税制改正及び固定資産税の評価替えの影響等により、市税の減少傾向が続くものと見込んでいます。また、地方交付税、臨時財政対策債は一定の水準で推移するものの、普通交付税における優遇措置が令和2年度で終了することから、歳入の大幅な回復は期待できない状況です。

一方、歳出は、補助費が減少傾向にあるものの、社会保障経費である扶助費や、物件費、公債費、繰出金が増加傾向にあり、大幅な削減は期待できません。なお、感染症の影響は令和2年度のみ計上しています。

このように、歳入の確実な伸びが見込めない状況の中、国の財政状況に伴う政策・制度が転換された場合においても持続可能な財政運営を行っていくためには、社会保障経費の増大分を他の経費で吸収するなど、国の動向や、経済情勢を注視しながら、無理のない計画を策定し、財政の健全性を維持させるよう努めていく必要があります。

■歳入・歳出の推移

(単位：百万円)



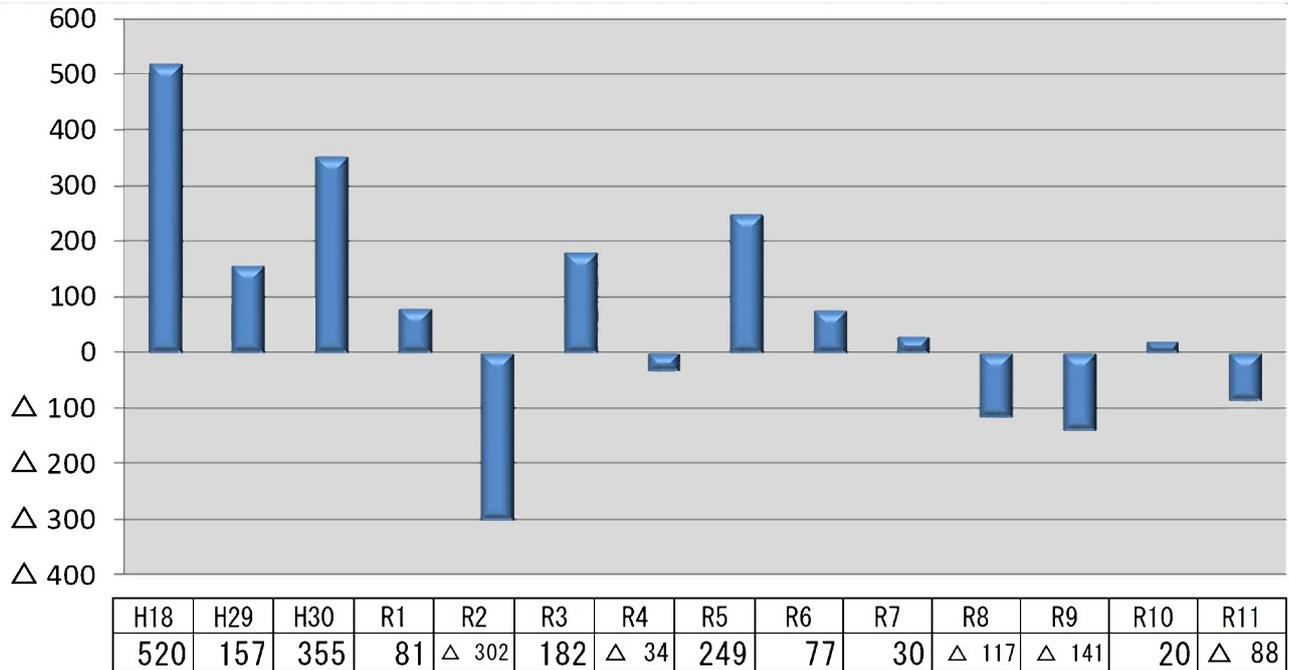
※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

収支予測は、歳入のピークは令和3年度で138億5,100万円を見込み、令和11年度には130億3,100万円と試算しています。一方、歳出のピークは、令和4年度の136億9,400万円と試算しています。

その結果、感染症の影響を加味した令和2年度を除いて、小中一貫校等の整備に公共施設整備基金を積極的に活用したうえでも、令和4年度には歳入歳出差引額がマイナスとなり、令和8年度、令和9年度、令和11年度にも財政調整基金の取崩しが必要になり、令和9年度の歳入歳出差引額はマイナス1億4,100万円と推計しています。

■歳入歳出差引額の推移

(単位：百万円)

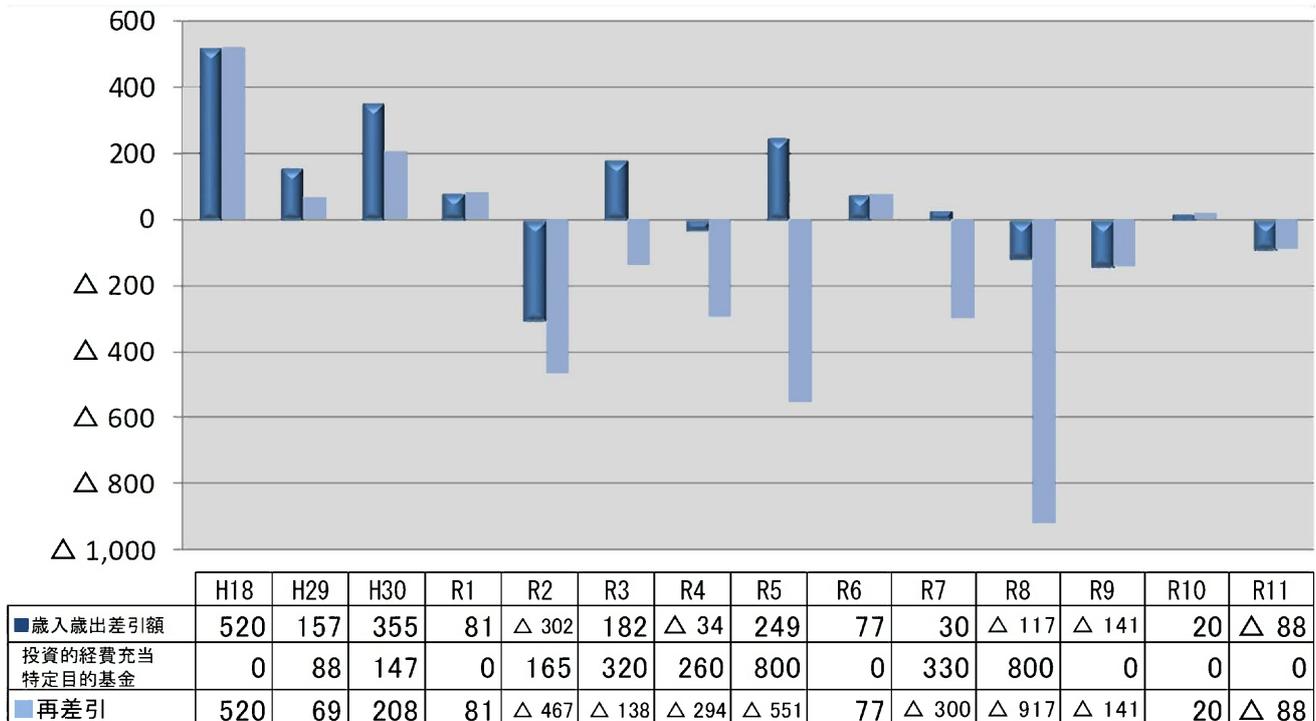


※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

※ 歳入歳出差引額の不足額については、財政調整基金で補てんします。

参考（投資的経費に特定目的基金を充当しない場合の歳入歳出差引額）

(単位：百万円)



※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

※ 投資的経費充当特定目的基金の内訳は、H29～H30 は、地域情報化基金を充当。R3以降は、公共施設整備基金を充当。

Ⅱ 歳 入

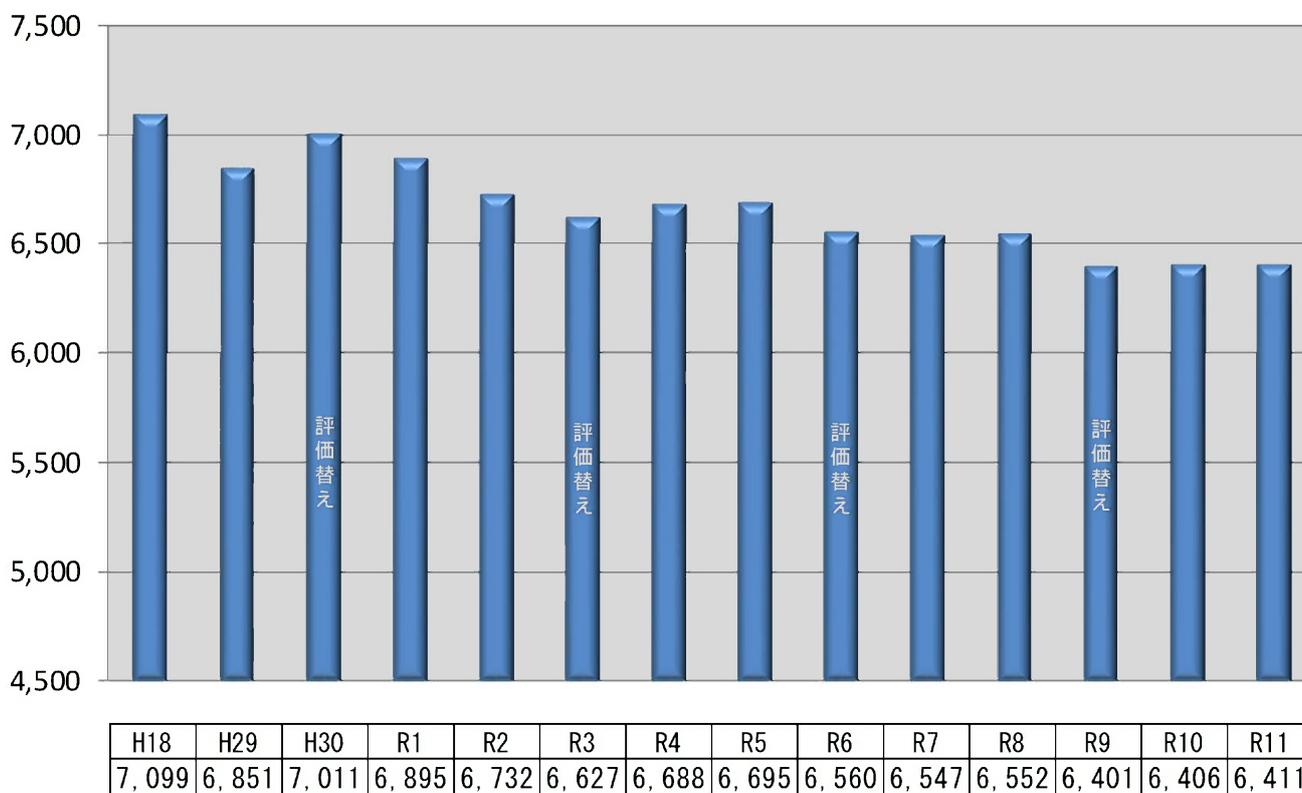
1 市税

平成 18 年度において約 71 億円あった市税は、景気の低迷や地価の下落による減少傾向から脱却し、回復基調にありましたが、令和元年度決算で 68 億 9,500 万円となり、平成 18 年度と比較して 2 億 400 万円減少しました。令和 11 年度は、令和元年度決算額より更に 4 億 8,400 万円減少し 64 億 1,100 万円と推計しています。

今後も家屋の新增築や企業の設備投資が大きく見込めないため、厳しい状況が続くものと考えられます。

■市税の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

令和 3 年度以降の収入額は、下記の要領で算定しました。

- (1) 個人市民税については、感染症の影響が不透明なため景気動向は現状の水準とした上で、将来推計人口を考慮して算定しました。法人市民税については、消費税率の引上げと時期を合わせて改正された標準税率の引下げを考慮して算定しました。
- (2) 固定資産税及び都市計画税については、3年ごとの評価替えによる影響及び家屋の新增築を考慮して算定しました。
- (3) 軽自動車税については、令和元年度決算額を基準に算定しました。
- (4) たばこ税については、令和元年度決算額を基準に、税率改正による増や販売数量の減を見込んで算定しました。

2 地方交付税

地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国から一定の基準によって配分される財源です。

普通交付税の額の算定方法は下式のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{各団体の普通交付税額} &= (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額} \\ \cdot \text{基準財政需要額} &= \text{単位費用 (法定)} \times \text{測定単位 (国調人口等)} \times \text{補正係数 (寒冷補正等)} \\ \cdot \text{基準財政収入額} &= \text{標準的税収入見込額} \times \text{基準税率 (75\%)} \end{aligned}$$

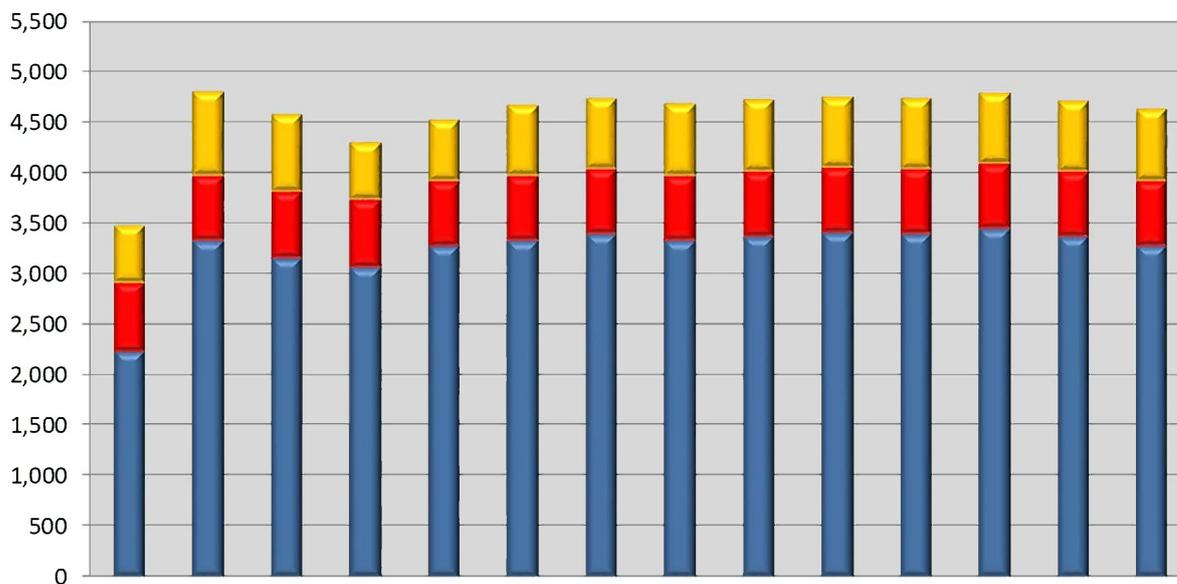
市町村合併した団体には、激変緩和措置として、合併後においても一定期間は合併前の市町村が存在するものとみなして、各年度に個々の団体ごとに算定した普通交付税額の合算額を交付し、合併によって交付税上不利益にならないよう財政上の優遇措置が講じられています。

この優遇措置は平成27年度が最終年度となり、平成28年度以降の5か年度については優遇措置が段階的（平成28年度：0.9、平成29年度：0.7、平成30年度：0.5、令和元年度：0.3、令和2年度：0.1を乗じた額で算定した額）に縮減されます。

令和2年度における普通交付税交付額は32億6,600万円ですが、優遇措置が講じられない場合の交付額は31億1,300万円となり、1億5,300万円の優遇措置を受けています。なお、段階的に縮減された額は、5億1,300万円です。

■ 地方交付税の推移

(単位：百万円)



	H18	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
■ 普通交付税	2,220	3,327	3,152	3,060	3,266	3,316	3,383	3,324	3,363	3,398	3,387	3,438	3,355	3,270
■ 特別交付税	688	646	663	666	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650
■ 臨時財政対策債	566	825	757	573	603	704	704	704	704	704	704	704	704	704
計	3,474	4,798	4,572	4,299	4,519	4,670	4,737	4,678	4,717	4,752	4,741	4,792	4,709	4,624

※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

令和3年度以降は、下記の要領で算定しました。

(1) 普通交付税

基準財政需要額のうち、公債費については、既借入分の償還予定額と、新たな事業での借入分の償還見込み額の合計から今後の需要額を試算。その他の需要額は、幼児教育・保育無償化に係る地方負担額等の影響を加味したほか、一定水準が確保されることを見込み試算しました。基準財政収入額は、令和元年度算定額を基準とし、地方税などの推移を考慮して試算しました。

(2) 特別交付税

普通交付税で措置されない個別、緊急の財政需要に対する財源不足額が交付されますが、見込みは不透明なため、令和元年度交付額を基に同程度としました。

(3) 臨時財政対策債

実質的に地方交付税の代替財源となりますが、見込みは不透明なため、令和2年度の一本算定による発行可能額としました。

臨時財政対策債

臨時財政対策債とは、地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する赤字債（地方財政法第5条の特例として、建設事業等の投資的経費以外の経費にも充当できる。）で、元利償還に必要な額は、後年度の交付税の基準財政需要額に算入されます。令和2年度の算入額は、約7億9,700万円。

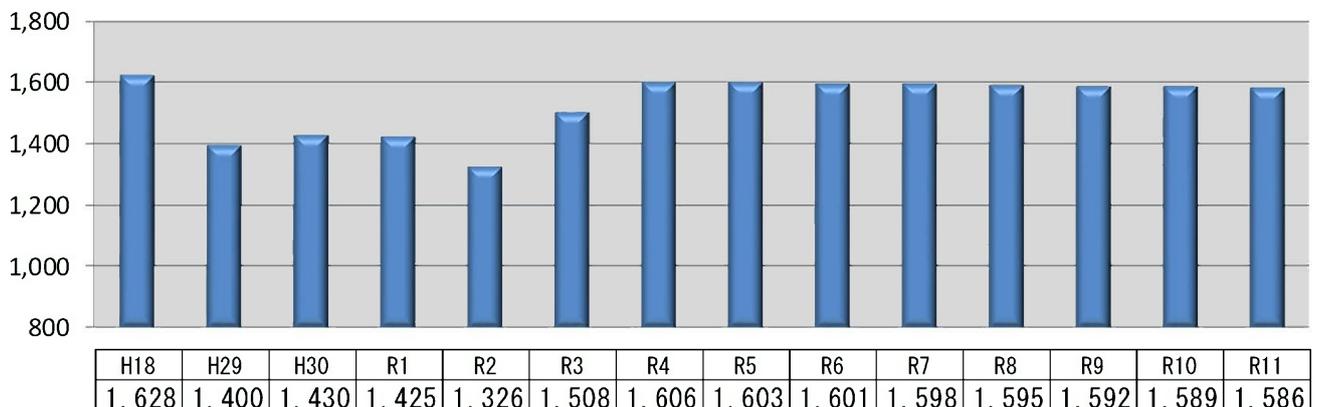
3 地方譲与税・税交付金等

地方譲与税・税交付金は、地方消費税など、国が徴収する特定の税を一定の基準により地方公共団体に交付されるものです。地方消費税交付金については、消費税率の引上げがあったものの、感染症の影響による消費の減を見込んで令和元年度と同程度と試算し、令和4年度以降は10億円を見込んでいます。

その他の地方譲与税、税交付金等は、消費税率の引上げと同時に実施された自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割交付金の導入を含めて、現時点での予測が困難であることから、各年度ほぼ同額と試算しています。

■ 地方譲与税・税交付金等の推移

(単位：百万円)



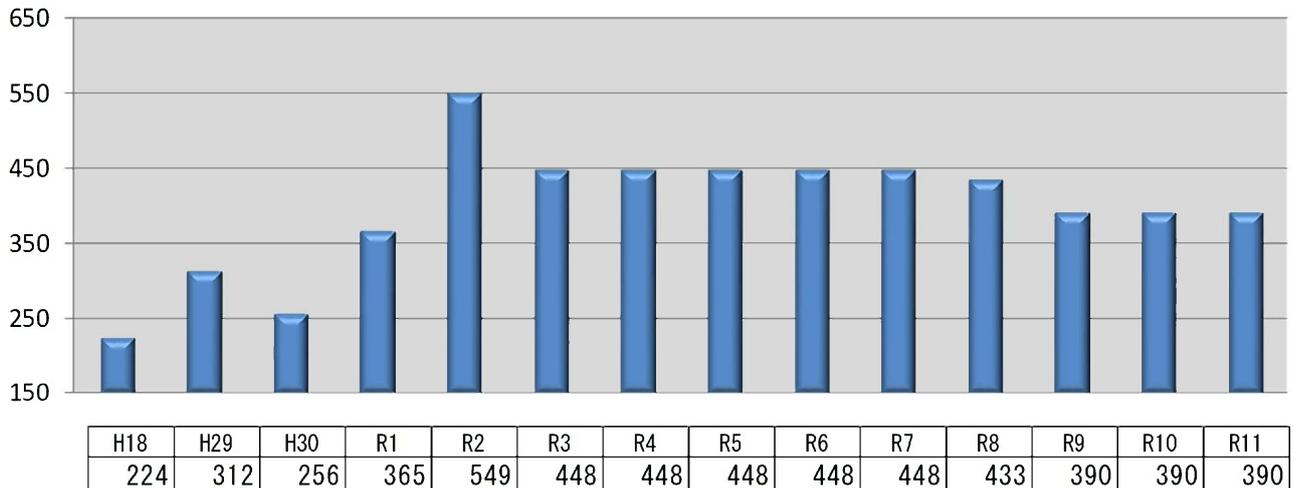
※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

4 その他の収入

その他の収入は、令和元年度決算を基に、ふるさと納税や病院事業会計貸付金元利収入などを見込んで試算しました。なお、土地売払収入は見込んでいません。

■その他の収入の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

Ⅲ 歳 出

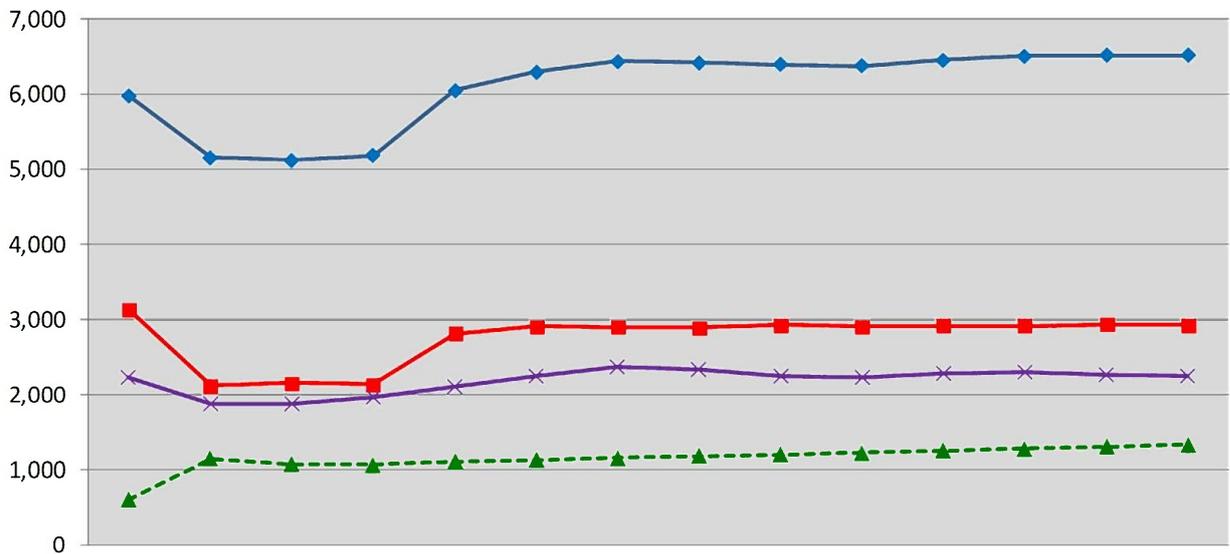
1 義務的経費

地方自治体の歳出のうち、特に、人件費、扶助費、公債費など、任意では削減できない経費である義務的経費については、平成 18 年度 59 億 7,800 万円であったのが、人件費及び公債費の抑制により、これまで減少傾向にありました。しかし、少子高齢化を背景に社会保障関係経費である扶助費や地方債の償還金である公債費の増加に加え、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加から、令和 11 年度には 65 億 1,600 万円と推計しています。

※この義務的経費の割合が低いほど財政の弾力性があり、割合が高くなると財政の硬直度は高まるとされています。

■義務的経費の推移

(単位：百万円)



	H18	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
■義務的経費	5,978	5,158	5,118	5,178	6,045	6,292	6,434	6,413	6,388	6,376	6,450	6,501	6,512	6,516	
内訳	■人件費	3,138	2,122	2,157	2,138	2,818	2,910	2,901	2,896	2,926	2,907	2,917	2,917	2,935	2,927
	■扶助費	604	1,146	1,080	1,071	1,113	1,136	1,159	1,182	1,206	1,230	1,255	1,280	1,305	1,331
	■公債費	2,236	1,890	1,881	1,969	2,114	2,246	2,374	2,335	2,256	2,239	2,278	2,304	2,272	2,258

※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

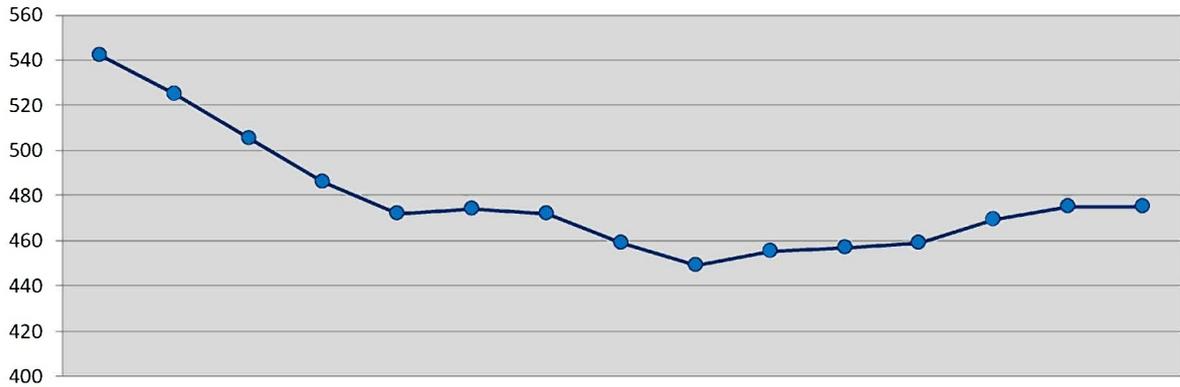
① 人件費

職員数については、定員適正化計画に基づき職員の採用を実施しており、今後、ますます高度化、多様化する住民ニーズへの対応や、様々な行政運営を円滑に進行するため、計画的に職員を確保していく必要があります。

人件費については、令和元年度決算を基に、毎年度の採用者数と退職者数を見込んで職員数を推計し、定期昇給を試算した結果に加え、会計年度任用職員制度の導入により物件費に計上していた賃金を令和 2 年度から人件費に移した影響を加味した結果、令和 11 年度には 29 億 2,700 万円と推計しています。

■職員数の推移

(単位：人)



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
■職員数	542	525	505	486	472	474	472	459	449	455	457	459	469	475	475
H18に対する減員数		△ 17	△ 37	△ 56	△ 70	△ 68	△ 70	△ 83	△ 93	△ 87	△ 85	△ 83	△ 73	△ 67	△ 67

※ 消防職員については、H23に北はりま消防組合職員となったため、以降は職員数に含めない。

※ H27以降は、教育長を含めない。

② 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹をなす経費である扶助費については、高齢化の進展を背景に年々増加しています。

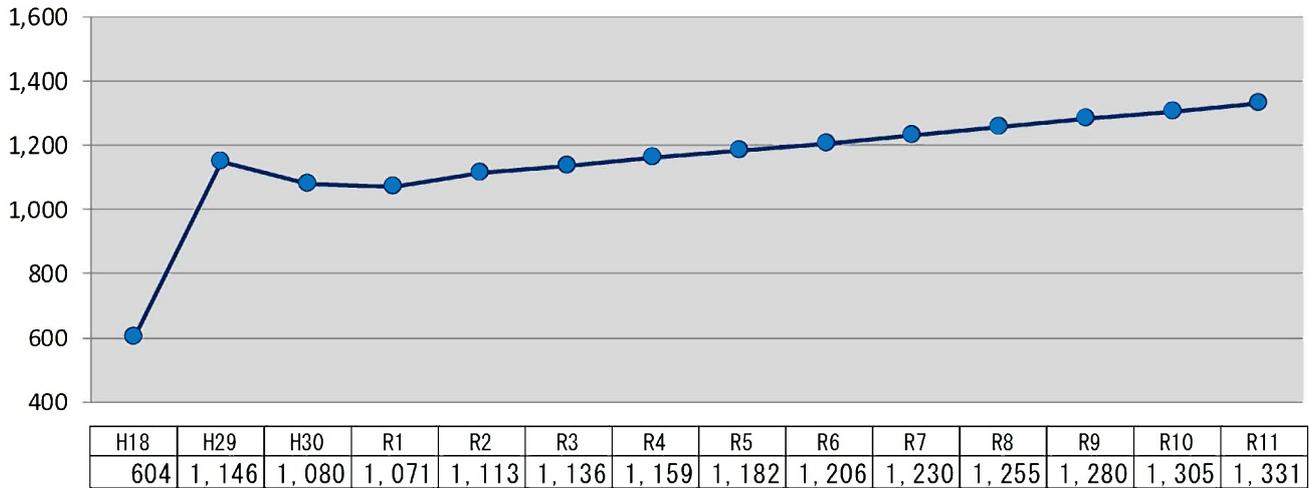
特に、市が独自の施策として支出する扶助費については、国・県の制度を補完するものとして、あるいは国・県の制度を先導するものとして重要な役割を果たしてきました。しかしながら、扶助費の増大により、社会インフラ整備などの予算を削減せざるを得ない状況も見られるなど、低成長時代における扶助費の増大は、大きな課題となっています。

扶助費は、市民生活の安定を支えるものであり、全体として見ればその重要性は今後も変わらないものと考えられます。また、同時に、将来にわたりその機能を維持していくためには、個々の事業について、社会情勢の変化や給付と負担のバランスなどを考慮し、改善や見直しを行いながら財源を確保する必要があります。

平成29年度から令和元年度までは若干減少しているものの、令和元年度決算を基に、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の影響を加味したうえで、少子高齢化などの社会情勢から過去の伸び率を参考に毎年一定割合の増加を試算した結果、平成18年度の扶助費は6億400万円でしたが、令和11年度には13億3,100万円と推計しています。

■扶助費の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

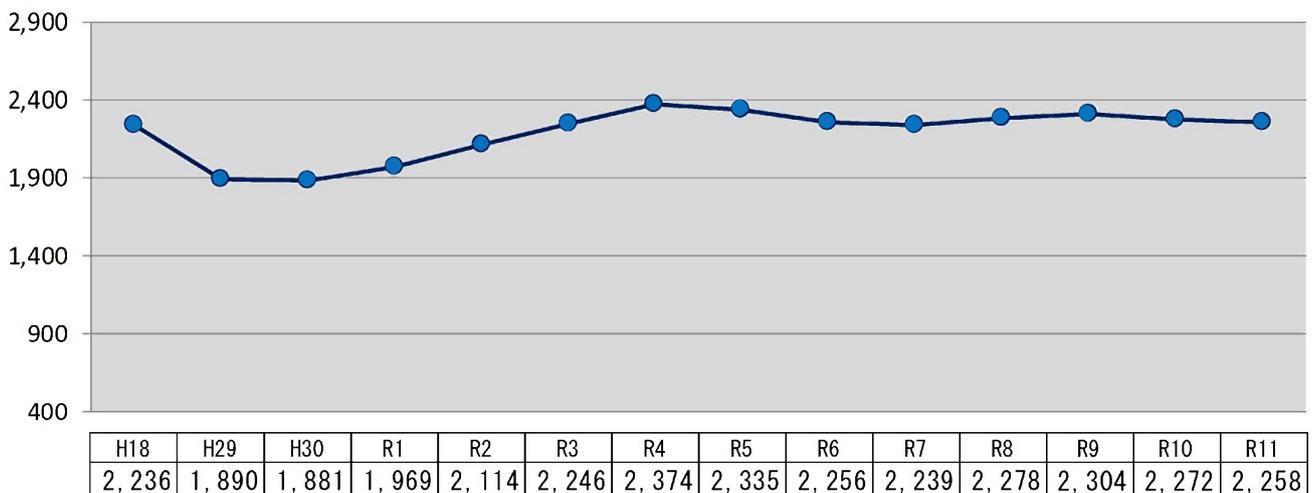
③ 公債費

学校や道路などの施設整備を行うために、市が国などから借り入れたお金（地方債）の返済費用（元金と利子の合計）である公債費については、平成 18 年度は 22 億 3,600 万円でしたが、早期償還や借入の抑制を図ってきたことから、平成 27 年度までは減少傾向にありました。その後、臨時財政対策債や庁舎建設、こども園整備事業などの大型事業に係る合併特例債の償還額の増加のため、令和 4 年度にはピークの 23 億 7,400 万円となり、令和 11 年度には 22 億 5,800 万円と推計しています。

なお、増加傾向の要因である臨時財政対策債及び合併特例債については、元利償還金に対して交付税措置がある地方債です。

■公債費の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

合併特例債

合併特例債とは、市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、地方財政法第5条各号に規定する経費（地方債を財源にすることのできる経費）に該当しないものにも充てることができる（充当率95%）、その元利償還金の70%については、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債で、令和2年度の算入額は、約6億300万円となっています。

この合併特例債は、地方単独事業のみならず、国庫補助事業に係る地方負担額（いわゆる補助裏）にも充てることができるため、必要な事業に関しては、この地方債を充てて事業を実施しています。

加東市の合併特例債（合併特例事業分）の発行限度額は151億4,300万円で、令和元年度決算時点における発行額は103億4,090万円となっています。

※ 平成30年4月の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の一部改正により、合併特例債の発行可能期間が5年延長されたため、本市においても「新都市建設計画」を改正し、令和7年度まで活用することが可能となっています。

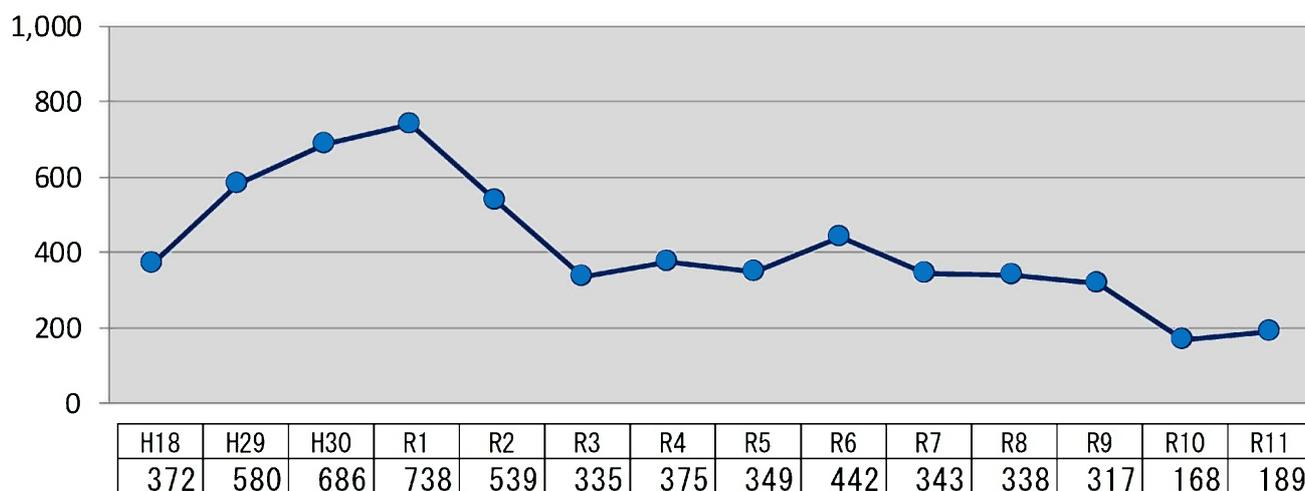
2 投資的経費

その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、道路や学校施設などの社会インフラ整備である固定的な資本の形成に向けられる投資的経費は、主に補助事業と単独事業に区分されます。補助事業に関しては、国の景気対策の影響を受け、景気変動の影響により増減する傾向があります。また、単独事業については、市の財政状況によるところが大きいため、合併特例債を有効に活用しつつ、市の財政状況を見ながら必要な事業を行います。

公共施設等総合管理計画などに基づき、今後見込まれる必要な投資的事業を基に試算し、令和2年度以降の小中一貫校整備等の大型投資事業については、公共施設整備基金を積極的に活用することで、年度間の負担の平準化を図ります。なお、滝野地域小中一貫校の開校を令和9年度に予定しており、令和11年度には投資的経費額を1億8,900万円と見込んでいます。

■ 投資的経費の推移

（単位：百万円）



※ H18とH29～R1は決算額、R2は決算見込額、R3～R11は推計額。

(参考：年度別事業費及び財源内訳)

(単位：百万円)

	H18	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
事業費	937	2,492	2,948	2,224	3,380	5,337	3,686	5,494	1,534	3,052	5,523	848	386	493
国県補助金	197	600	328	465	837	1,257	502	929	358	628	871	70	59	93
地方債	335	1,204	1,716	947	1,832	3,414	2,537	3,374	702	1,725	3,494	456	157	205
その他特財	33	108	218	74	172	331	272	842	32	356	820	5	2	6
うち基金繰入金	0	88	147	0	165	320	260	800	0	330	800	0	0	0
一般財源	372	580	686	738	539	335	375	349	442	343	338	317	168	189

※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

※ うち基金繰入金のうち、H29～H30 は地域情報化基金繰入金、R3 降は公共施設整備基金繰入金。

3 維持補修費・物件費

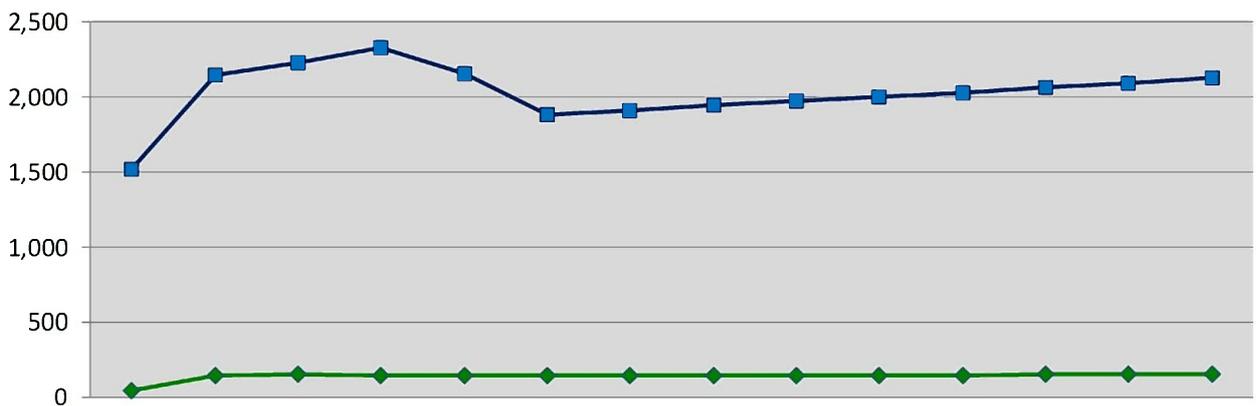
市が管理する公共用または公用施設等の効用を維持するための費用である維持補修費は、施設等の老朽化が進めば年々増加するため、過去の伸び率を参考に試算した結果、令和11年度には1億5,000万円と推計しています。

また、人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的（支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの）な費用である物件費については、令和2年度から会計年度任用職員制度の導入により物件費に計上していた賃金を人件費に移したことにより減額となりましたが、その他の経費は年々増加傾向にあることから、過去の伸び率を参考に試算した結果、令和11年度には21億2,500万円と推計しています。なお、令和2年度の物件費には、感染症対策経費を加算しています。

今後は、これらの経費の抑制が課題となります。

■維持補修費・物件費の推移

(単位：百万円)



	H18	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
■維持補修費	41	147	157	146	146	147	147	148	148	149	149	150	150	150
■物件費	1,520	2,147	2,232	2,331	2,159	1,887	1,915	1,944	1,973	2,003	2,033	2,063	2,094	2,125

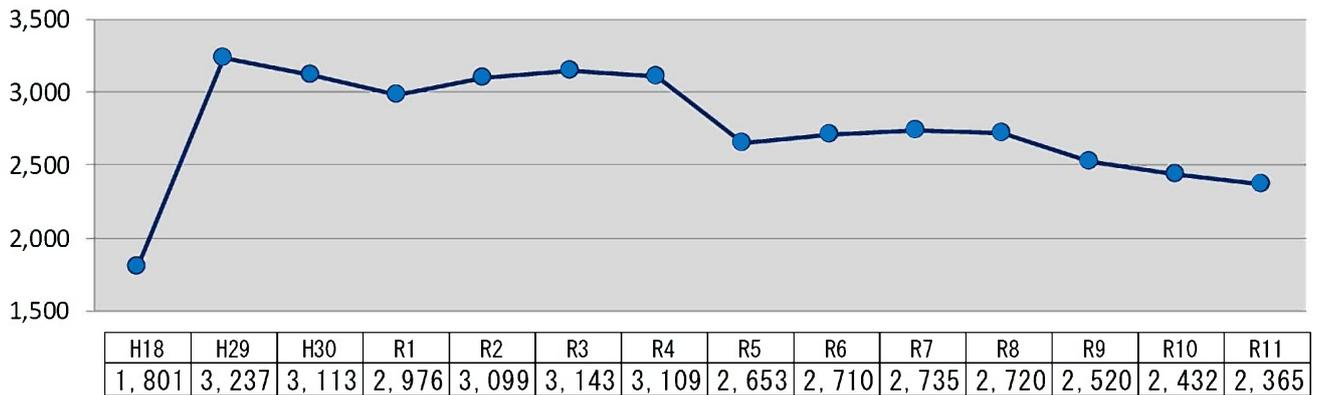
※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

4 補助費等

一部事務組合負担金及び水道事業等の企業会計への補助金である補助費等については、各種補助金の適正化や下水道事業会計への補助金の減により、減少するものと試算した結果、令和11年度には23億6,500万円と推計しています。特に、令和5年度は、下水道事業会計への補助金約3億1千万円の減少に加え、企業立地奨励金約1億2千万円が減少するものと推計しています。

■補助費等の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

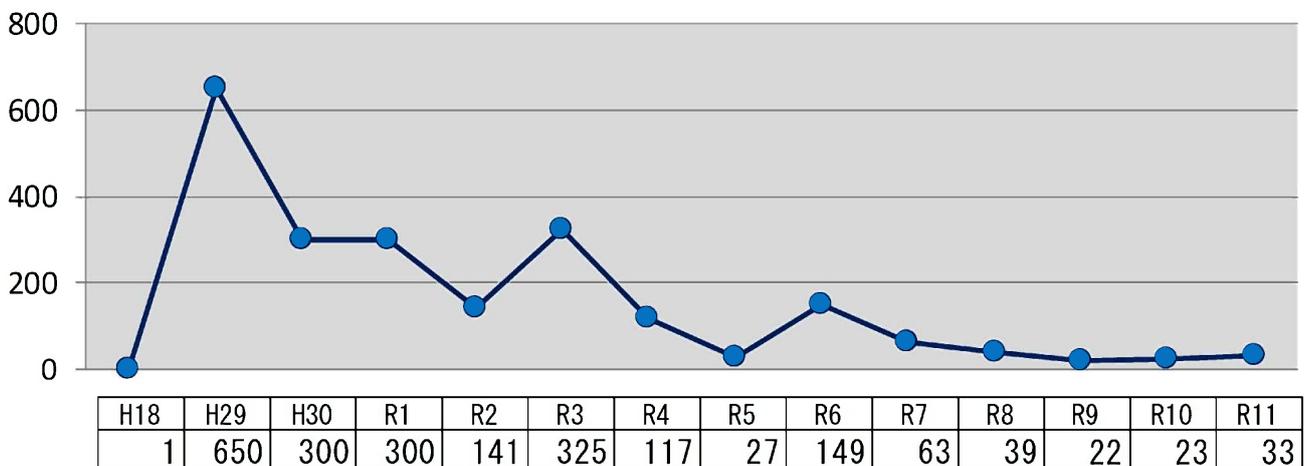
※ H18には、下水道事業に係る額が含まれていない。

5 積立金

基金への積立金については、歳計剰余金処分数の2分の1以上を積み立てるほか、必要に応じて公共施設整備基金などの特定目的基金へ積立を行ってまいりましたが、財政運営が厳しくなる令和3年度以降は、歳計剰余金処分数が大幅に減少することに加え、特定目的基金への積立が困難となるものと試算した結果、令和11年度には3,300万円と推計しています。

■積立金の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

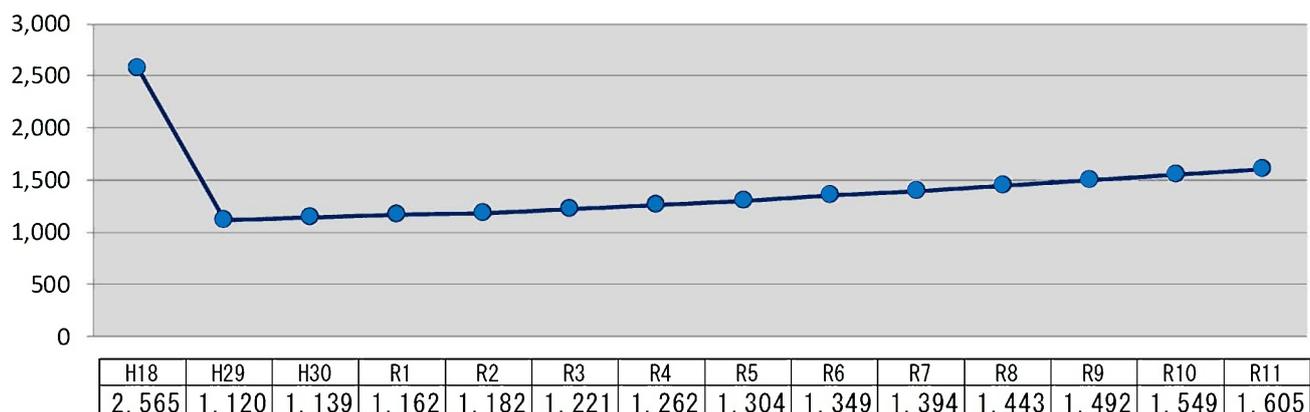
6 繰出金

医療や介護に係る費用が年々増加する見込みのため、国民健康保険特別会計や介護保険保険事業特別会計など特別会計への繰出金については、令和元年度の決算額11億6,200万円に対し、令和11年度には4億4,300万円増加し、16億500万円と試算しています。

なお、今後の医療費や介護給付費等の伸びによっては、さらに増大することも考えられます。

■ 繰出金の推移

(単位：百万円)



※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

※ H18 は、下水道事業に係る額 15 億 8,600 万円が含まれている。

IV 基金・市債

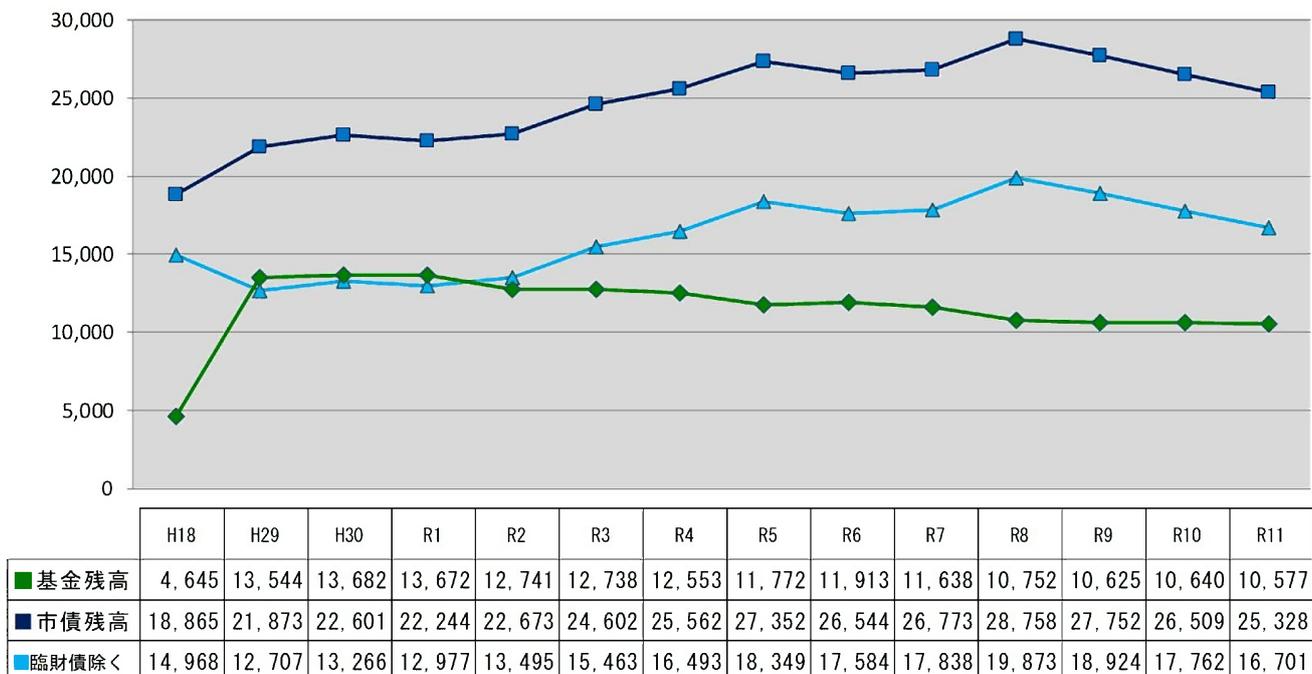
基金については、合併による普通交付税の財政上の優遇措置が終了した後においても財政運営に支障を来すことがないように、これまでから積極的に積立を行ってきました。その結果、平成18年度の基金残高は46億4,500万円でしたが、令和元年度には136億7,200万円となりました。今後は、小中一貫校整備等に公共施設整備基金を積極的に活用することなどにより減少し、令和11年度では30億9,500万円減の105億7,700万円になると試算しています。

市債については、東条地域小中一貫校整備事業に引き続き、社地域及び滝野地域でも小中一貫校整備事業を予定していることなどから、令和11年度は253億2,800万円と推計しています。なお、臨時財政対策債を除いた残高は、令和11年度で167億100万円となります。

市税をはじめとする自主財源の確保が厳しい中、特定目的基金の取崩しと交付税措置のある地方債の活用により、将来の財政への負担を軽減していく必要があります。

■ 基金残高・市債残高の推移

(単位：百万円)



※ H18とH29～R1は決算額、R2は決算見込額、R3～R11は推計額。

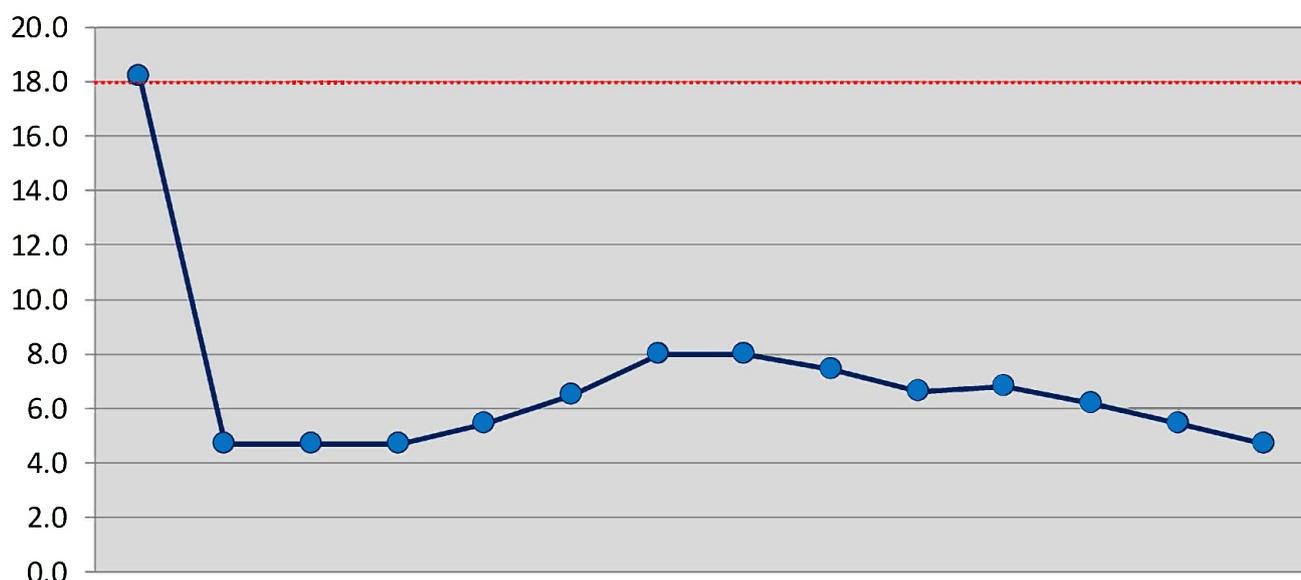
V 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率については、平成18年度が18.2%であったことから、平成25年度には18%を下回るよう、「加東市財政健全化計画」を平成19年度に策定し、財政の健全化を進めてきました。その結果、令和元年度の実質公債費比率は4.7%となり、比率が大きく改善しています。

今後の見通しについては、令和2年度以降は公債費の増加により、比率が徐々に上昇していくと推計しています。ピークは、令和4年度、令和5年度における8.0%と試算していますが、合併直後のような地方債許可団体にはならないと見込んでいます。

■実質公債費比率の推移

(単位：%)



H18	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
18.2	4.7	4.7	4.7	5.4	6.5	8.0	8.0	7.4	6.6	6.8	6.2	5.4	4.7

※ H18 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

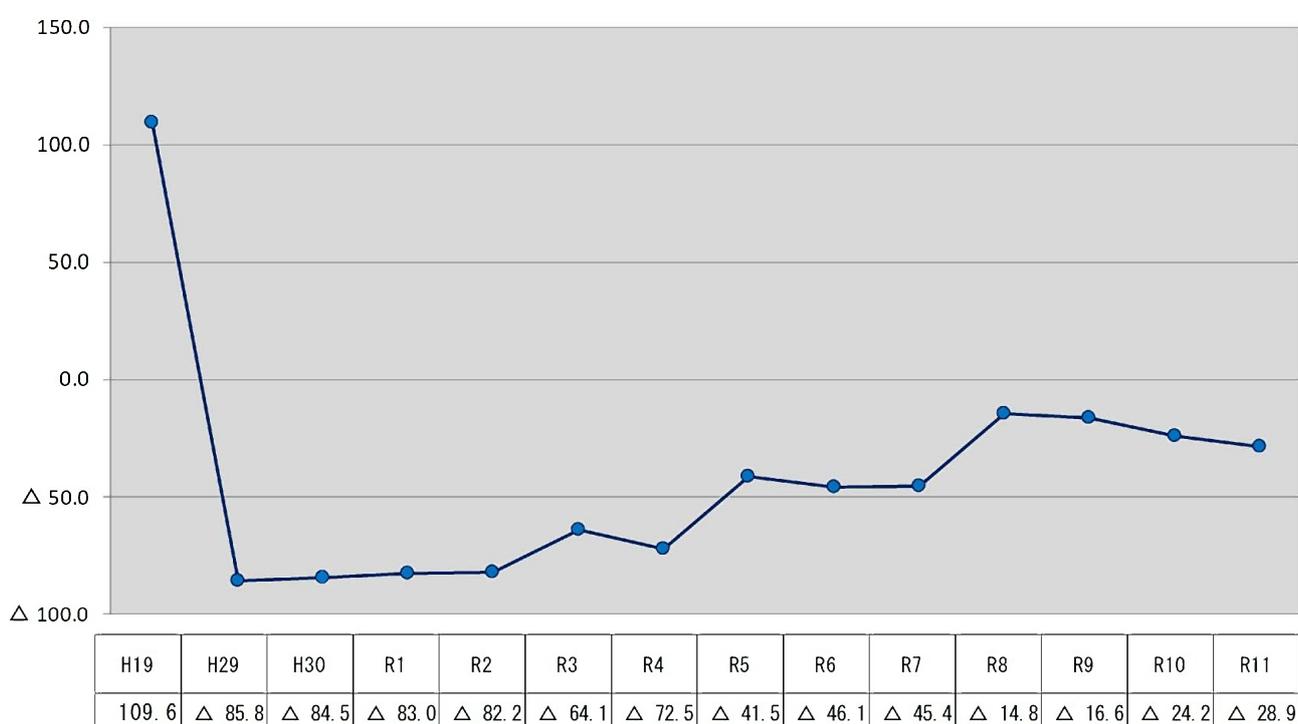
VI 将来負担比率

地方債（借入金）など、現在抱えている負債が財政に及ぼす負担を表す指標である将来負担比率については、財政健全化法施行当初の平成 19 年度は 109.6%でしたが、公営企業債等繰入見込額の減少や充当可能基金の増加などにより比率は年々改善していき、平成 23 年度にはマイナス（将来負担比率なし）となり、令和元年度決算ではマイナス 83.0%と大きく改善しています。

今後の見通しについては、大型事業に伴う地方債の発行などにより上昇し、令和 8 年度にはマイナス 14.8%となりますが、その後は改善する見込みとしており、将来負担比率なしを維持すると推計しています。

■将来負担比率の推移

（単位：％）



※ H19 と H29～R1 は決算額、R2 は決算見込額、R3～R11 は推計額。

将来負担比率

将来負担比率とは、地方債など地方自治体が将来負担する負債全体から、基金や特定財源など充当可能な財源を差し引いた実質的な将来負担額が標準財政規模に占める割合です。比率がマイナスの場合、将来負担比率はなしということになります。

比率が早期健全化基準の350%を超えると早期健全化団体となり、早期に基準を下回るよう「財政健全化計画」を定めなければなりません。

VII 財政計画（普通会計一般財源ベース）

（単位：百万円）

	H29決算	H30決算	R1決算	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
地 方 税	6,851	7,011	6,895	6,732	6,627	6,688	6,695	6,560	6,547	6,552	6,401	6,406	6,411
地 方 交 付 税 等	4,798	4,572	4,299	4,519	4,670	4,737	4,678	4,717	4,752	4,741	4,792	4,709	4,624
うち臨時財政対策債	825	757	573	603	704	704	704	704	704	704	704	704	704
地方譲与税・税交付金等	1,400	1,430	1,425	1,326	1,508	1,606	1,603	1,601	1,598	1,595	1,592	1,589	1,586
歳 計 剰 余 金 処 分 額	211	200	269	225	598	182	0	249	77	30	0	0	20
そ の 他 の 収 入	312	256	365	549	448	448	448	448	448	433	390	390	390
歳 入 計	13,572	13,469	13,253	13,351	13,851	13,661	13,424	13,575	13,422	13,351	13,175	13,094	13,031
人 件 費	2,122	2,157	2,138	2,818	2,910	2,901	2,896	2,926	2,907	2,917	2,917	2,935	2,927
扶 助 費	1,146	1,080	1,071	1,113	1,136	1,159	1,182	1,206	1,230	1,255	1,280	1,305	1,331
公 債 費	1,890	1,881	1,969	2,114	2,246	2,374	2,335	2,256	2,239	2,278	2,304	2,272	2,258
投 資 的 経 費	580	686	738	539	335	375	349	442	343	338	317	168	189
維 持 補 修 費	147	157	146	146	147	147	148	148	149	149	150	150	150
物 件 費	2,147	2,232	2,331	2,159	1,887	1,915	1,944	1,973	2,003	2,033	2,063	2,094	2,125
補 助 費 等	3,237	3,113	2,976	3,099	3,143	3,109	2,653	2,710	2,735	2,720	2,520	2,432	2,365
積 立 金	650	300	300	141	325	117	27	149	63	39	22	23	33
繰 出 金	1,120	1,139	1,162	1,182	1,221	1,262	1,304	1,349	1,394	1,443	1,492	1,549	1,605
そ の 他	376	369	341	342	319	335	338	338	330	296	251	146	136
歳 出 計	13,415	13,114	13,172	13,653	13,669	13,694	13,176	13,497	13,393	13,468	13,316	13,074	13,119
歳 入 歳 出 差 引 A	157	355	81	△ 302	182	△ 34	249	77	30	△ 117	△ 141	20	△ 88
基 金 取 崩 額 B	300	250	600	900	0	34	0	0	0	117	141	0	88
再 差 引 (A + B) C	457	605	681	598	182	0	249	77	30	0	0	20	0
歳計剰余金処分量（Cが黒字の場合）	457	605	681	598	182	0	249	77	30	0	0	20	0
積 立 基 金 残 高	13,544	13,682	13,672	12,741	12,738	12,553	11,772	11,913	11,638	10,752	10,625	10,640	10,577
うち財政調整基金	6,125	6,103	5,787	5,012	5,321	5,389	5,401	5,537	5,587	5,496	5,366	5,378	5,312
うち減債基金	762	764	765	767	769	771	773	775	777	779	781	783	785
そ の 他 基 金	6,657	6,815	7,120	6,962	6,648	6,393	5,598	5,601	5,274	4,477	4,478	4,479	4,480
市 債 残 高	21,873	22,601	22,244	22,673	24,602	25,562	27,352	26,544	26,773	28,758	27,752	26,509	25,328
実 質 公 債 費 比 率 （ 3 力 年 平 均 ）	4.7	4.7	4.7	5.4	6.5	8.0	8.0	7.4	6.6	6.8	6.2	5.4	4.7
将 来 負 担 比 率	△ 85.8	△ 84.5	△ 83.0	△ 82.2	△ 64.1	△ 72.5	△ 41.5	△ 46.1	△ 45.4	△ 14.8	△ 16.6	△ 24.2	△ 28.9

財政計画（普通会計一般財源ベース）【前年度計画との差額】

（単位：百万円）

	H29決算	H30決算	R1決算	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
地 方 税	0	0	△ 79	43	119	160	170	172	151	159	97	94	
地 方 交 付 税 等	0	0	16	△ 171	△ 66	△ 35	△ 86	△ 106	△ 63	△ 81	△ 74	△ 160	
うち臨時財政対策債	0	0	0	30	21	21	21	21	21	21	21	21	
地方譲与税・税交付金等	0	0	△ 7	△ 226	△ 159	△ 61	△ 64	△ 64	△ 67	△ 70	△ 73	△ 76	
歳 計 剰 余 金 処 分 額	0	0	△ 269	82	524	182	0	229	76	29	△ 0	△ 1	
そ の 他 の 収 入	0	0	92	260	142	142	142	142	142	142	142	142	
歳 入 計	0	0	△ 247	△ 12	560	388	162	373	239	179	92	△ 1	
人 件 費	0	0	△ 38	△ 70	34	3	4	1	2	16	16	17	
扶 助 費	0	0	△ 55	△ 82	△ 83	△ 85	△ 86	△ 88	△ 90	△ 92	△ 93	△ 96	
公 債 費	0	0	32	△ 6	△ 10	△ 1	△ 34	△ 71	△ 65	△ 79	22	24	
投 資 的 経 費	0	0	1	△ 4	△ 135	△ 74	△ 6	△ 2	48	△ 20	△ 29	△ 98	
維 持 補 修 費	0	0	△ 4	△ 6	△ 7	△ 8	△ 9	△ 10	△ 11	△ 12	△ 13	△ 14	
物 件 費	0	0	16	409	111	112	114	116	118	120	121	123	
補 助 費 等	0	0	△ 157	77	122	238	△ 66	97	118	120	88	90	
積 立 金	0	0	3	40	260	88	△ 1	113	37	14	△ 2	△ 1	
繰 出 金	0	0	18	11	12	11	11	12	10	10	10	13	
そ の 他	0	0	△ 1	△ 5	△ 19	△ 6	7	23	28	37	21	12	
歳 出 計	0	0	△ 185	365	285	278	△ 66	191	194	114	141	70	
歳 入 歳 出 差 引 A	0	0	△ 62	△ 377	275	109	229	181	45	65	△ 49	△ 71	
基 金 取 崩 額 B	0	0	600	900	△ 93	△ 109	0	△ 105	△ 16	△ 65	48	0	
再 差 引 (A + B) C	0	0	538	523	182	0	229	76	29	△ 0	△ 1	△ 71	
歳計剰余金処分量（Cが黒字の場合）	0	0	538	523	182	0	229	76	29	0	0	0	
積 立 基 金 残 高	0	0	△ 299	△ 1,067	△ 874	△ 527	△ 916	△ 668	△ 564	△ 818	△ 868	△ 869	
うち財政調整基金	0	0	△ 597	△ 1,457	△ 1,105	△ 908	△ 910	△ 692	△ 639	△ 561	△ 611	△ 612	
うち減債基金	0	0	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	
そ の 他 基 金	0	0	299	391	232	382	△ 5	25	76	△ 256	△ 256	△ 256	
市 債 残 高	0	0	△ 563	△ 798	△ 633	△ 590	836	888	859	2,060	2,088	2,092	
実 質 公 債 費 比 率 (3 力 年 平 均)	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.5	0.0	0.8	0.7	0.4	0.2	0.3	0.2	0.3	
将 来 負 担 比 率	0.0	0.0	3.5	13.9	26.9	13.8	39.9	38.7	30.0	42.6	43.2	51.1	